

栃木労働局働き方改革推進本部 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、栃木労働局に、働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

3 構成メンバー

本部長 栃木労働局長

副本部長 労働基準部長

本部員 栃木労働局長が指名した者をもって充てる。

（表 1 参照）

4 実施内容

- （1）働き方改革の促進のための取組方針の決定
- （2）働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- （3）働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- （4）栃木県内の企業の好事例の収集、紹介等情報発信
- （5）その他働き方改革の促進のために必要な取組

5 会議

栃木労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

6 庶務

本部の庶務は、労働基準部監督課において処理する。

(附則)

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

【表1】

栃木労働局働き方改革推進本部委員

本部長	栃木労働局	栃木労働局長
副本部長	栃木労働局	労働基準部長
構成員	栃木労働局	職業安定部長
〃	栃木労働局	雇用均等室長
〃	栃木労働局	監督課長 (事務局)
〃	栃木労働局	健康安全課長
〃	栃木労働局	企画室長
〃	栃木県	産業労働観光部労働政策課長
〃	宇都宮市	経済部商工振興課長

※役職指名とし、後任者が引き継ぐこととする。